

議案第 5 1 号

亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、市長及び副市長の給与の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 特例期間においては、市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号。以下「条例」という。）附則第6項の規定にかかわらず、条例第2条第1項各号に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 市長 100分の15

(2) 副市長 100分の10

(期末手当の額の特例)

第3条 特例期間においては、市長及び副市長に対する期末手当の支給に当たっては、条例附則第7項の規定にかかわらず、市長及び副市長が受けるべき期末手当の額（条例第3条の規定により計算した額をいう。）から、当該期末手当の額に前条各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。